

大規模小売店舗における駐輪場のシェアサイクルポート置換えに係る取扱いの明確化 (令和6年3月25日 経済産業省 商務情報政策局 消費・流通政策課通知)

規制改革の内容

措置前

大規模小売店舗において、駐輪場の一部をシェアサイクルポートに置き換える場合、大規模小売店舗立地法に基づく駐輪場の減台に当たるか否か明確でない

措置内容

シェアサイクルポートは、周辺の地域住民、商業等の利便確保に資するものであれば、駐輪場の収容台数に含め得ることを明確化

効果

周辺地域の住民の利便性向上及びシェアサイクルポート利用者の店舗来訪による地域経済の活性化

規制改革の概要

措置前



シェアサイクルポートに置換える場合

大店立地法上、駐輪場の収容台数を減らすことになり、分かりづらい

取扱いを明確化

措置後

シェアサイクルポートは、周辺の地域住民、商業等の利便確保に資するものであれば、駐輪場の減台に該当せず
→ 8か月を要する変更手続は不要

